

事務連絡
平成21年9月29日

各
〔 都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区 〕 医政主管課 御中

厚生労働省医政局総務課

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての
当面の取扱いに関する周知の協力依頼について

出産育児一時金等につきましては、本年10月1日より支給額を4万円引上げ42万円とするとともに、直接支払制度の実施が始まる所です。

については、別添のとおり当省保険局より、直接支払制度の実施に当たっての当面の取り扱いに関する周知徹底への協力依頼がありましたので、内容を御了知の上、関係医療機関及び助産所に周知徹底いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡
平成21年9月29日

医政局総務課 御中

保険局総務課

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての
当面の取扱いに関する周知の協力依頼について

平素より大変お世話になっております。

さて、出産育児一時金等につきましては、本年10月1日より支給額を4万円引上げ42万円とするとともに、直接支払制度の実施が始まるところです。

このたび、直接支払制度の実施に関しましては、別添のような措置を講じることとなりましたので、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の医政主管課宛て周知をしていただきたく、特段の御配慮のほどよろしくお願いいたします。

なお、4万円の額の引上げについては予定通りの実施である旨、申し添えます。

平成21年9月29日

照会先：厚生労働省保険局総務課 安田、石田
電 話：03-5253-1111（内線3218）
FAX：03-3504-1210

報道関係者各位

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の実施について

出産育児一時金等については、妊婦等の経済的負担を軽減する観点から、本年10月から、支給額を4万円引き上げ、原則42万円とするとともに、出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を実施することとしておりました。

一方で、制度の導入による影響について、現場の声を十分に把握できていなかったこと等により、医療機関等によっては、当面の準備がどうしても整わず、10月から直ちに実施することが困難であるとのご意見をいただいているところです。

このため、医療機関等をはじめ関係者の皆様には、今般の制度導入の趣旨をご理解をいただき、制度の円滑な実施にご協力をお願いし、原則としては、予定どおり本年10月1日より実施することとしますが、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直には困難な医療機関等については、例外的に、次の措置を講じていただいた上で、今年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予することといたしましたので、お知らせいたします（詳細については別添をご参照ください）。

- ① 「直接支払制度に対応していない旨」、速やかに窓口に掲示する。
- ② ①の措置を講じた上で、妊婦の方々などへ直接支払制度に対応していない旨を説明し、合意を得る（直接支払制度を利用する場合と同様に、合意文書を交わす）。
- ③ あくまで直接支払を希望する方には、これに応じるよう努め、それが困難な場合には、医療保険者や社会福祉協議会による資金貸付制度等の方策の説明を行うなど、妊婦等の経済的負担が軽減されるよう配慮に努める。

※同旨の通知を以下の者に送付しているところ。

社会保険庁運営部長、地方厚生（支）局長、都道府県知事、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、日本医師会長、
日本看護協会会長、日本助産師会長、健康保険組合連合会長、国民健康保険中央会長及び社会保険診療報酬支払基金理事長

別添



保発0929第5号
平成21年9月29日

日本産婦人科医会長 殿

厚生労働省保険局長

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施
に当たっての当面の取扱いについて

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）の実施に当たっては、当面の間、以下のとおりの取扱いとするので、貴管下会員等に対し周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

第1 趣旨

直接支払制度については、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図ることを目的としており、これまで政府広報や保険者による広報等を行ってきたことから、原則として本年10月1日から予定どおり実施することとしているところである。

一方で、制度の導入により、医療機関等からの支給申請から支払までに約1～2ヶ月かかることから、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、例外的に、第2に掲げる措置を講じた上で、今年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予することとする。

第2 医療機関等における措置

- ① 直接支払制度に対応していない旨、速やかに窓口に掲示すること。
- ② ①の措置を講じた上で、直接支払制度の利用を希望する妊婦等に対し、直接支払制度に対応していない旨を説明し、書面により合意を得ること（実施要綱第2の4（3）に規定する直接支払制度を利用しない旨の合意文書を交わすこと。）。
- ③ 出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで直接支払制度の利用を希望する妊婦等については、これに応じるよう努めること。また、困難な場合には、医療保険者による出産費用の貸付制度や、都道府県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度等の方策の説明を行うなど、妊婦等の経済的負担が軽減されるよう、配慮に努めること。

第3 出産のための資金の貸付けについて

医療保険者においては、猶予期間中における妊婦等の経済的負担の軽減を図るため、出産費用の貸付制度を現在実施している、又は廃止を予定している場合においては、引き続きその実施に特段の御配慮をいただきたいこと。また、当該貸付制度や、生活福祉資金貸付制度等について、被保険者等への周知に特段の御配慮をいただきたいこと。